社会福祉法人ぱる　介護ステーションぱる

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売重要事項説明書

[2026 年 9 月 11 日現在]

当事業所はご利用者に対して特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売サービスを提供します。事業所の概要やサービスの内容などご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

１．事業所の概要

（１）事　　業　　者　　名　　社会福祉法人ぱる
（２）事 業 者 所 在 地　　埼玉県戸田市喜沢南２丁目５番２３号
（３）事　　業　　所　　名　　介護ステーションぱる
（４）事 業 所 所 在 地　　埼玉県戸田市喜沢南２丁目５番８号
（５）サ ー ビ ス の 種 類　　特定福祉用具販売　特定介護予防福祉用具販売
（６）介護保険指定事業所番号　　埼玉県指定　１１７１９００５９８
（７）代　　表　　者　　理事長　　福本　京子
（８）管　　理　　者　　長谷部　武史
（９）電　　話　　番　　号　　０４８－４３４－６２０５
（10）Ｆ　Ａ　Ｘ　　番　　号　　０４８－４３４－６１７６
（11）通常のサービス提供地域　　蕨市、戸田市、川口市、
さいたま市（南区・緑区・中央区・浦和区・桜区）
＊埼玉県内で上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

２．事業所の運営方針

当事業所は社会福祉法人ぱるの福祉事業として、高齢者や家族の方々が住み慣れた所で、地域に住む方々と一緒にいつまでも安心して暮らしていける、そんな街づくりのお手伝いをしたいと思っています。そして、「年をとっても、普段の暮らしができるお手伝い」これが私たちのサービスへの思いです。

（１）要支援又は要介護高齢者等の自立の支援や介護者の介護負担軽減に資する福祉用具を選定・提供することに徹します。
（２）自らの努力でサービスの質の向上を目指し、常にその評価を行うとともに、評価に基づく改善を図るよう努力します。
（３）常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を販売します。
（４）利用者からの苦情に適切かつ迅速に対応できるよう努めます。

３．事業所の職員体制等

（１）管　　理　　者　　１名（兼任）
（２）サービス従事者　　２名（福祉用具専門相談員２名）

４．営業日及び営業時間

（１）営 業 日　　月曜日から金曜日まで（祝祭日も含む）
（２）営業時間　　午前９時から午後６時まで
（３）休　　日　　土曜・日曜及び年末年始（１２／３１～１／３）

５．購入代金及び支払い方法

（１）購　　入　　代　　金　　別添「福祉用具販売カタログ」の表示金額のとおりです。

（２）交　　通　　費　　……円
通常サービス提供地域以外の地域についてのみ所定の交通費(実費相当)が必要となります。また、福祉用具の搬入出に特別な措置が必

要な場合の費用(実費相当)が必要となります。

（３）購入代金のお支払い方法　　納品時に現金にてお支払いいただきます。
〔受領委任払い〕　利用者が費用のうち介護保険負担割合証に記載の割合(１割・２割・３割)を事業所に支払い、保険給付される残りの費用は、保険者から利用者が受領に関する委任を受けた事業者に直接支払います。
〔償 還 払 い〕　利用者が、一旦費用の全額(１０割分)を事業所に支払い、その後、保険者に申請して介護保険負担割合証に記載の割合(１割・２割・３割)を除いた残りの費用の支給を受けます。

６．サービスの提供にあたって
（１）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
（２）福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

７．福祉用具専門相談員の禁止行為
（１） 利用者またはその家族の金銭、預貯金通帳、証書などの預かり
（２） 利用者またはその家族からの金銭、物品、飲食の授受
（３） 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
（４） 利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供（大掃除など）
（５） 医療行為
（６） その他利用者または家族などに対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

８．福祉用具の故障等の連絡について
福祉用具の故障等があった場合は、事業所または購入された製造業者の窓口（取扱い説明書に記載）にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

９．相談及び苦情への対応
サービスに関する相談や苦情についての対応窓口
〔相談窓口〕　社会福祉法人ぱる　介護ステーションぱる
〔苦情受付担当者〕　長谷部　武史
〔苦情解決責任者〕　在宅サービス部長　吉野　亜矢
※苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによる、円滑な解決に努力をします。
〔電話番号〕　０４８－４３４－６２０５
〔対応時間〕　月曜日から金曜日　午前９時から午後６時まで

＊当事業所以外にも、市町村の相談・苦情窓口および国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

〔戸　田　市　介護保険担当〕　０４８－４４１－１８００
〔蕨　市　介護保険担当〕　０４８－４３２－３２００
〔川　口　市　介護保険担当〕　０４８－２５８－１１１０
〔さいたま市南　区　介護保険担当〕　０４８－８３８－１１１１
〔さいたま市緑　区　介護保険担当〕　０４８－８７４－１１１１
〔さいたま市中央区　介護保険担当〕　０４８－８５６－１１１１
〔さいたま市浦和区　介護保険担当〕　０４８－８２５－１１１１
〔さいたま市桜　区　介護保険担当〕　０４８－８５８－１１１１

〔埼玉県国民健康保険団体連合会　介護サービス苦情相談窓口〕
０４８－８２４－２５６８

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社　　日新火災海上保険株式会社

加入保険　　総合賠償責任保険

11. 業務継続計画の策定について

（1）事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練（年１回以上）を定期的に実施します。

（3）定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防およびまん延の防止について

（1）職員その他の従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

（2）当事業所内において、感染症の発生またはそれが疑われる状況が生じた時は、速やかに対応を行います。

（3）感染症の利用者またはそれらの疑いのある方の状態に応じ、管轄の市町村または保健所に報告し指示を求めること、その他の措置を講じます。

13. 虐待防止のための取り組みについて

（1）虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

〔虐待防止に関する責任者〕　管理者　長谷部　武史

（2）虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します。

（3）利用者およびその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに担当の居宅介護支援事業所または地域包括支援センター、および管轄の市町村の窓口に通報します。

14. サービス利用にあたっての禁止事項について

事業者は、利用者・家族・関係者において、次の事項に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了することがあります。

（1）従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

（2）パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

（3）サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音を無断で SNS などに掲載すること

【説明確認欄】

令和　　年　　月　　日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明いたしました

【事業所】〔事業者名〕　社会福祉法人ぱる
〔事業者住所〕　埼玉県戸田市喜沢南２丁目５番２３号
〔事業所名〕　介護ステーションぱる（特定福祉用具販売）
〔事業者住所〕　埼玉県戸田市喜沢南２丁目５番８号

〔代 表 者〕　管理者　長谷部　武史　　印

〔説 明 者〕　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受け、同意しました

【利用者】〔住 所〕＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔氏 名〕＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【代理人】〔住 所〕＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔氏 名〕＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印